

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 滋賀県
農業委員会名： 甲賀市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,230	900	—	—	—	5,130
経営耕地面積	3,401	417	118	299	—	3,818
遊休農地面積	222	15	15	—	—	237
農地台帳面積	4,493	878	877	1	—	5,371

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,846
自給的農家数	923
販売農家数	1,923
主業農家数	118
準主業農家数	315
副業的農家数	1,490

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,354
女性	1,123
40代以下	92

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	166
基本構想水準到達者	7
認定新規就農者	6
農業参入法人	4
集落営農経営	36
特定農業団体	5
集落営農組織	31

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	10
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	45	45	45

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,130ha	2,183ha	42.55%
課 題	高齢化等による農業従事者の減少、耕作放棄地の増加、未整備田地域や中山間地でのほ場条件の悪さが農地の集積を図る課題となるなか、「人・農地プラン」の未策定地域の対策が急務となる。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
3,097ha	2,205ha	22ha	71.20%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<p>県・市・JA等関係機関と連携したサポート体制の構築 農用地利用集積計画の利用権設定のための制度周知及び情報提供 農地移動適正化あっせん事業及び農地中間管理機構の活用 農業委員・推進委員による「人・農地プラン」の策定及び実質化に向けた地元説明会のコーディネート</p>
活動実績	<p>農地利用最適化の推進に向けて、12月に最適化推進員会各地域ブロック会議(13日信楽地域・14日土山地域・15日甲賀地域・16日水口地域・18日甲南地域)を開催し、地域の実情に応じた課題解決のための具体的な取り組みについて検討した。 担当地区農業委員・推進委員が、認定農業者や農地所有適格化法人に農地の利用集積を啓発し、中心経営体への集積・集約化を誘導に努めるとともに、一部の地域では担当地区農業委員・推進委員が中心となり、「人・農地プラン」の策定に向けた取り組みに着手した。</p>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	未達成
活動に対する評価	概ね達成

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	6経営体	0経営体	0経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	10.68ha	0ha	0ha
課題	人口減少、高齢化や後継者不足による農業従事者が減少し、新規就農・新規参入が急務となっており、将来の担い手の確保のために、積極的な情報発信、機械購入や施設整備のための資金及び農地・住宅の確保が必要である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1経営体	4経営体	400.00%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1ha	1.5ha	150.0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	県・市・JA等関係機関と連携した就農相談・就農指導 就農支援のための助成制度等の情報提供 新規就農者や新規参入法人への経営サポート
活動実績	「農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農を促進している。 県・市・JA等関係機関と連携し、新規就農希望者の相談、地元との仲介・調整を行った結果4名の新規就農者が認定された。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	達成
活動に対する評価	達成

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5,367ha	237ha	4.42%
課 題	農業者の高齢化と後継者不足や獣害等により、新たな遊休農地が発生しているため、所有者及び地域への指導を行い、優良農地を守る必要がある。 特に中山間地域は認定農業者や農地所有適格化法人とともに、小規模ながらも地域農業を支える担い手の存在は大きく、離農する農業者対策も必要となる。 遊休農地が荒廃農地化することで、農村環境の悪化を招くことを懸念する。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
161ha	△30ha	△18.63%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		64人	9月～11月	11月～12月
調査方法		4月～ 3月 (毎月) 農地利用最適化推進委員の担当区域パトロールを実施し荒廃農地の発生・解消状況を確認 6月・12月 農業委員・推進委員による農地法許可等の適正実施についての現地確認を実施 8月～ 3月 農地利用状況調査図を基に農地の利用(耕作)状況及び新たな荒廃農地の発生・解消調査を実施 2月 県・市・JA等の関係機関と遊休農地解消事業についての現地調査を実施			
		農地の利用意向調査	調査実施時期:12月～2月		
農地の利用状況調査		64人	12月～1月	2月～3月	
活動実績	農地の利用意向調査	調査実施時期	3月	調査結果取りまとめ時期	3月
	農地の利用意向調査	第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数:73筆	調査数: 5筆	調査数: 0筆	
		調査面積: 12.1a	調査面積: 0.5ha	調査面積: 0ha	
	その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	未達成
活動に対する評価	概ね達成

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5,130ha	0ha
課 題	違反転用を防止するため、農業者等への周知に努めるとともに、徹底した農地パトロールによる監視力強化の必要がある。 継続案件に関しては、無断転用是正計画書に則り、原状回復に向けた進捗管理の必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	毎月の委員農地パトロールでの早期発見・早期指導 継続案件の原状回復に向けた進捗管理 農業委員会だよりでの市民啓発
活動実績	毎月の委員パトロールによる早期の発見・早期指導を図ってきた。 7月の委員パトロールで発見した無断転用案件に対して、速やかに、繰り返し指導を行い、違反を解消させた。 農業委員会だより(広報紙)及びホームページ等で、違反転用の防止を啓発した。
活動に対する評価	達成

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:32件、うち許可32件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	担当農業委員・推進委員の現地確認及び事務局職員の受付時の現地確認を行うとともに、地域パトロール及び役員パトロールで履行確認を行った。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	議案書を事前送付し、1件ごとの事務局説明と担当農業委員・推進委員の意見説明後、農地法第3条の規定に照らし慎重審議した。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	32件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を事務局カウンターでの縦覧、ホームページでの公表とした。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数:92件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	担当農業委員・推進委員の現地確認及び事務局職員の受付時の現地確認を行うとともに、地域パトロール及び役員パトロールで履行確認を行った。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	議案書を事前送付し、1件ごとの事務局説明と担当農業委員・推進委員の意見説明後、農地法第4条及び第5条の規定に照らし慎重審議した。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を事務局カウンターでの縦覧、ホームページでの公表とした。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	35日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	47 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	31 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	16 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	16 法人
	提出しなかった理由	法人側の事務の遅延のため
	対応方針	速やかに提出するよう文書指導
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	—

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 630件 公表時期 令和4年2月
		情報の提供方法:事務局カウンターでの配布、ホームページで発信
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 4,765件 取りまとめ時期 令和4年3月
		情報の提供方法:国及び県への調査表提出
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 5,376ha
		データ更新:毎月の総会終了後の農地の権利移動や転用等の情報更新
		公表:農地情報公開システムでの公表
	是正措置	—

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>1. 主な意見</p> <p>(1)担い手の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営、小規模経営者の経営継続のための支援 ・「人・農地プラン」の策定・見直し ・技術指導・販路確保、経営支援などのコーディネーターによる担い手サポート体制の充実 ・女性の就農支援・農業で活躍する女性のPR ・農閑期の仕事斡旋制度の創設 ・スマート農業の就農モデルの創設と就農希望者へのPR <p>(2)遊休農地の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地の「守るべき農地との棲み分け」のモデルとなる地区の創設 ・小規模基盤整備による農地の確保 <p>(3)獣害対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作農地周辺の竹林伐採などの環境整備・緩衝帯の設置 ・獣害防止柵の維持補修・更新に対する支援制の拡充 ・猟友会の活動支援・活動PR <p>2. 対処方針</p> <p>地域ブロック会議での地域農業者等の意見を「農地利用最適化推進施策に関する意見書」として取りまとめた。</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉 無し</p> <p>〈対処内容〉 —</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	<p>1. 提出先 甲賀市長</p> <p>2. 提出した意見書の概要</p> <p>(1)「人・農地プラン」の策定・見直し</p> <p>地域の实情に応じた「人・農地プラン」を主体的に推進すべく、認定農業者や営農組合との連携を密にし、農業関係機関と一体的なサポート体制の構築、説明会の開催及びモデル集落の設定をされたい。</p> <p>(2)小規模農業者の離農対策</p> <p>地域の中心経営体に集積できない農地も継続的に耕作され、これまで守られてきた農地が生かされるよう国・県の補助対象とならない農業機械の購入やレンタル、共同利用の支援が必要である。また、獣害防止柵の維持補修費などの負担の軽減及び猟友会や狩猟免許取得や更新時の支援を強化し、計画的な捕獲の実施が必要である。</p> <p>(3)新規就農者の確保対策</p> <p>新規就農者の確保に向けたこれまでにない情報の発信を行うとともに、農地の斡旋や機械購入、施設整備、就農前研修などサポート体制の充実が必要である。また、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の支援が必要である。</p> <p>(4)守るべき農地</p> <p>遊休農地の「守るべき農地との棲み分け」のモデルとなる地区の創設されたい。</p> <p>(5)新型コロナウイルス感染症拡大の影響による農業経営</p> <p>農業者の自助努力だけでは困難な状況下であることから、迅速な農業者への独自支援を実施されたい。</p>
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している